

岩手県告示第66号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市平津戸地内から盛岡市築川地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年12月22日から平成24年3月23日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（道路計画用図面作成）